宗教法人「寒川神社」介護老人保健施設神恵苑

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護　運営規程

（主旨）

第 1 条　宗教法人「寒川神社」（以下「寒川神社」という）が開設する介護老人保健施設神恵苑（以下「本苑」という）が実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）（以下「短期入所療養介護（予）」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（目的）

第 2 条　短期入所療養介護（予）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（方針）

第 3 条　本苑では、短期入所療養介護（予）計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 本苑では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 本苑は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 本苑では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 本苑では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行なうとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、本苑が得た利用者の個人情報については、本苑での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 本苑は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うなうよう努めるものとする。

（住所等）

第 4 条　本苑の所在地等は次の通りとする。

（1）施設名　介護老人保健施設　神恵苑

（2）開設年月日　平成２年１０月１日

（3）所在地　神奈川県高座郡寒川町宮山１８０－１

（4）電話番号　0467―75―8677　　ＦＡＸ番号　0467―75―8655

（5）介護保険指定番号　介護老人保健施設（1451280007 号）

（職員の定数）

第 5 条　寒川神社規則第３５条の規程により本苑の職員の職種、員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。

	実員数
（1）　苑長(兼　医師)	1 人以上
（2）　事務長	1 人以上
（3）　看護職員	9.9 人以上
（4）　介護職員	24.2 人以上
（5）　介護支援専門員	1 人以上
（6）　支援相談員	2.1 人以上
（7）　理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2 人以上 0.7 人以上 0.4 人以上
（8）　事務員	1.4 人以上
（9）　薬剤師	0.8 人以上
(10)　管理栄養士	1 人以上

（職務内容）

第 6 条　前条に定める本苑職員の職務内容は、次のとおりとする。

（1）苑長は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理､指導を行う。
医師は､利用者の病状及び心身の状況に応じて､日常的な医学的対応を行う。

（2）事務長は、苑長の命を受け事務全般を統括管理、指導を行う。

（3）看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温､血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護（予）計画に基づく看護を行う。

（4）介護職員は、利用者の短期入所療養介護（予）計画に基づく介護を行う。

（5）介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護（予）計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

（6）　支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

（7）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

（8）事務員は、施設利用者の目的が適うよう努めるとともに、苑の運営、維持に努める

（9）薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、当苑で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う

（１０）管理栄養士又は栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

（入所定員）

第 ７ 条　短期入所療養介護（予）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

（事業の内容）

第 ８ 条　短期入所療養介護（予）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（予）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護･介護並びに日常生活上の世話とする。

２介護老人保健施設短期入所療養介護費（予）（Ｉ）の人員体制とする。

３リハビリテーション職員加配の人員体制とする。

（利用者の負担額）

第 ９ 条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

（１）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（２）利用料として、食材料費、日用生活品費、教養娯楽費、理容代、室料、行事費、私物の洗濯代を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第 １０条　通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

寒川町（全域）

茅ヶ崎市　藤沢市　海老名市　平塚市の一部地域

（施設利用上の注意点）

第 １１条　本苑利用に当っての留意事項は以下のとおりとする。

- 面会は、午前８時半から午後６時半までとする
- 消灯時間は、午後９時とする。
- 外出は、所定用紙に記入のうえ許可を得るものとする
- 禁酒、禁煙とする。
- 火気の取り扱いは、認めない。
- 設備、備品の取り扱いには、充分注意をして使用すること。
- 所持品･備品等の持ち込みは、施設が準備した物以外は持ち込みは禁止する。
- 外出時等の施設外での受診は、苑長の許可が無い限り禁止とする。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
- 他利用者への迷惑行為は禁止とする。

（非常災害対策）

第 １２ 条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）防火管理者には、事務長を充てる。

（２）火元責任者には、本苑職員を充てる。

（３）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）防火管理者は、本苑職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練……年１回以上

③利用者を含めた風水害の避難訓練……年１回以上

④非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

（７）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（８）本苑は、（６）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（９）水害対策は、避難確保計画の策定、訓練、市町村への報告を行う。

（服務規律）

第１３条　職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（２）健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第　１４条　本苑職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（２）本苑は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（勤務条件）

第１５条 職員の就業に関する事項は、別に定める宗教法人「寒川神社」神恵苑の就業規則による。

（職員の健康管理）

第１６条 職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第１７条　入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

２食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう水回り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う

３感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（１）　本苑における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（２）　本苑における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　本苑において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施る。

（４）　「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

４栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

５定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第　１８　条 本苑職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、本苑職員等が本規程に反した場合は、 違約金を求めるものとする。

２本苑職員は、個人情報保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、利用者とその関係者に関する個人情報を適切に取り扱うよう努める。

（苦情相談体制）

第　１９　条　利用者からの相談又は、苦情等に対応する常設の窓口（連絡先)、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者　　支援相談員

相談・苦情受付窓口連絡先　　電話番号　０４６７－７５－８６７７

ＦＡＸ　　０４６７－７５－８６５５

苦情受付窓口担当者がいない場合は、施設ケアマネージャー・看護師長・看護師の順で苦情を受け付けることとする。

２円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

（１）苦情内容の聞き取り及び把握

（２）問題が生じた所属長に苦情内容を伝達

（３）管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する。

（４）施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達（説明)、市町村、国民健康保険団体連合会等への報告等）

（５）施設の苦情委員会に於いて内容、問題点及び再発防止について検討をする。

（６）施設に於ける反省事項の整理。

（７）苦情処理台帳への記載

３施設内に投書箱等を設置し、無記名の投書についても検討し、業務の向上に努める。

４利用者からの苦情に関して、市町村又は、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。

（事故発生の防止等）

第２０条　施設は、安全かつ適切に、質の高い介護、医療サービスを提供する為に事故発生の防止の為の指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止する為の体制を整備する。また、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に必要連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

３　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修を実施する。

４　前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体的拘束等）

第２１条　当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

２当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（２）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

（３）　介護職員その他の職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

３委員会は、苑長、看護職員、介護職員、相談員で組織する。

４行動制限の内容、手順等については、別に定めるものとする。

５前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第２２条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を予防するため体制を整備する。

（感染症体制の徹底）

第２３条　当施設に於ける感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策検討委員会を１月に１回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

当施設に於ける感染症又は食中毒予防及び蔓延のための指針を整備すること。

当施設に於いて、介護職員その他の従業者に対して、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施すること。

２上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

３感染症対策担当者を設置する。

（虐待の防止等）

第２４条　　当施設は,利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

２虐待防止のための指針を整備する。

３虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

４前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（業務継続計画の算定等）

第２５条　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　当施設は、本苑職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の　変更を行う。

（その他の重要事項）

第２６条　地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

２運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する、若しくは自由に閲覧できる形で配架するものとする。

３　本苑は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職員において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な装置を講じるものとする。

４　介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、宗教法人「寒川神社」神恵苑運営委員会において定めるものとする。

付則

この運営規定は、平成１３年４月１日より施行する。

２この改正は、平成１５年４月１日より実施する。

３この改正は、平成２４年１１月１日より実施する。

４この改正は、平成２５年３月１日より実施する。

５この改正は、平成２６年４月１日より実施する。

６この改正は、平成２７年４月１日より実施する。

７この改正は、平成２７年８月１日より実施する。

８この改正は、平成２９年４月１日より実施する。

９この改正は、平成２９年９月１日より実施する。

１０この改正は、平成３０年５月１日より実施する。

１１この改正は、令和　１年８月１日より実施する。

１２この改正は、令和　３年４月１日より実施する。

１３この改正は、令和　３年７月１日より実施する。

１４この改正は、令和　４年１月１日より実施する。
１５この改正は、令和　５年８月１日より実施する。
１６この改正は、令和　６年４月１日より実施する。